

平成 28 年 8 月 30 日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

平和不動産リート投資法人

代表者名 執行役員 東原 正明

(コード : 8966)

問合せ先 TEL. 03-3669-8771

資産運用会社名

平和不動産アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 市川 隆也

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

- ① 平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスとは「法令諸規則等をはじめ、一般的社会規範をも含めた各種ルールを遵守し、誠実に業務を遂行すること」と定めています。また、「倫理規程」では、資産運用会社のコンプライアンスに関する基本方針について、以下の通りとしています。
- a 社会的責任を自覚し、高い自己規律に基づく健全かつ効率的な業務運営を心がけることにより、社会からの搖るぎない信頼と存在価値の確立に努めます。
 - b 社会や経済環境の変化に積極的に対応しつつ、社会的要請や顧客のニーズを的確かつ迅速にとらえて、質の高い金融商品やサービスをいち早く提供するとともに、公正誠実な業務遂行を心がけ、真に顧客満足を得ることを目指します。
 - c 企業情報を積極的かつ適切に開示することにより、経営の透明性を確保するとともに、広く社会や顧客の意見に耳を傾け、経営内容やサービスの向上に努めます。
 - d 関係するあらゆる法令やその精神を遵守することは勿論、社会的規範を逸脱するような行動は慎み、社会からの信頼を得るとともに、維持向上させることに努めます。また、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを

排除するとともに、犯罪行為に対しては十分な注意を払います。

- e 役職員一人一人の人間性を尊重するとともに、自由闊達な行動を尊重し、役職員が誇りを持ち、生き生きと働く環境をつくるものとします。

② 投資法人の体制

本投資法人は、リスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

a 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人は、本書の日付現在、執行役員 1 名及び監督役員 2 名から構成される役員会により運営されています。本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を執行するよう努めています。役員会においては、本投資法人が委託する資産運用会社が執行する資産運用に係る重要な事項を本投資法人の役員会において決議事項又は報告事項とすることにより、資産運用会社への一定の牽制機能を構築しています。

b 内部者取引

本投資法人は、役員会において「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員がその立場上知り得た重要事実の公表前に本投資法人の投資口及び投資法人債並びに上場投資法人の投資口等の売買を行うことを禁止し、インサイダー取引の防止に努めています。

③ 資産運用会社の体制

本投資法人の資産運用に関し、リスクの回避及び極小化を図るべく以下の実効性あるリスク管理体制を敷いています。

a 運用ガイドラインの遵守

資産運用会社は、本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえた上で、分散投資によるポートフォリオの構築方針、各運用資産の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件検討基準、調査（デュー・ディリジェンス）基準、保険付保方針及び運営管理方針（プロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）の選定基準等）等につき定める運用ガイドラインを策定し、これを遵守することにより、本投資法人の運用の対象となる不動産、不動産信託受益権等に係るリスクの管理に努めます。

b リスク管理規程

資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として社会的使命を的確に果たし、健全な経営を行い、かつ最善の資産運用を行うため、様々なリスクを適切に管理することを基本方針とした「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」では、不動産投資・運用リスクに関し、マーケット状況（賃料相場・地価動向・テナント需給等）、立地条件、周辺環境状況及び建物の属性等、物件の個別性を総合的に勘案して管理すること、並びに個別案件のリスクを十分に認識しつつ、個別物件を集約したポートフォリオ全体の

リスク状況を把握・分析するとともに、運用ガイドラインに記載されたリスク判断基準に従い適切に運用を行うことによって、当該リスクの軽減に努めることが定められています。

c コンプライアンス・リスク管理室によるリスクの統括管理

リスク管理を統括する部署は、資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理室とします。第一義的には、リスク管理項目毎に担当部署として定められた資産運用会社の各部署が、当該リスクを管理するものとし、コンプライアンス・リスク管理室が関連部署に対する日常的な指導管理を行います。管理の方法は、証券取引等監視委員会の金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「金融商品取引業者等検査マニュアル」といいます。）並びに資産運用会社の社内規則である「コンプライアンス・マニュアル」及びリスクアセスメントシート等に則って各リスク管理項目をチェックします。

d 利害関係人等との取引

後記 24 ページ「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 （3）利益相反取引への取組み等」をご参照下さい。

e 内部者取引

資産運用会社の役職員によるインサイダー取引については、「内部者取引管理規程」を定めて防止に努めます。

(2) 投資主の状況

平成 28 年 5 月 31 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数(口)	比率(%) (注)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	該当事項はありません。	326,410	32.16
平和不動産株式会社	資産運用会社の完全親会社 本投資法人の運用開始時及び第三者割当増資時等に出資 資産運用会社との間で業務提携に関する協定書（以下「業務提携協定書」といいます。）を締結しています。	135,845	13.38
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A.	該当事項はありません。	85,151	8.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	該当事項はありません。	53,417	5.26
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	該当事項はありません。	39,208	3.86
野村信託銀行株式会社（投信口）	該当事項はありません。	34,080	3.35
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	該当事項はありません。	13,139	1.29
四国旅客鉄道株式会社	該当事項はありません。	10,249	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	該当事項はありません。	7,936	0.78
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定 J-REIT 口）	該当事項はありません。	7,509	0.73
上位 10 名合計		712,944	70.25

(注) 比率は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

平成 28 年 8 月 30 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数(株)	比率(%)
平和不動産株式会社	資産運用会社の完全親会社 資産運用会社の第三者割当増資時等に出資。また、平成 21 年 10 月 19 日付で、発行する全株式を取得しています。資産運用会社との間で業務提携協定書を締結しています。	4,968	100.00
1 名		4,968	100.00

(4) 投資方針・投資対象

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、規約において、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を目指して運用を行うことをその基本理念としています。

本投資法人は、東京都区部を中心とする投資エリアに存するオフィス及びレジデンスに集中的に投資を行います。

① 運用資産の着実な成長

a 外部成長

- ・不動産流通マーケットにおいて豊富なストック数を有し、かつテナント需要の高い東京都区部を中心とする投資エリアに存するオフィス及びレジデンスに主に投資することにより、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・平和不動産株式会社（以下「平和不動産」といいます。）の物件開発力及び情報力を最大限に活用することにより、物件の取得機会を拡大し、継続的な物件の取得を図ることによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・業務提携先各社並びに不動産会社、信託銀行及びアセット・マネジメント会社等から、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の売却及び仲介情報の提供を受け、物件の取得機会を拡大することによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・開発中の未竣工物件にも投資を行うことによって、有利な経済条件での物件取得を実現し、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。

b 内部成長

- ・テナント満足度の向上と細かな運営管理を実現すべく各種運用計画を定め、PM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行うことにより、積極的かつ効率的な運営管理に基づくポートフォリオの着実な内部成長を目指します。
- ・賃貸マーケット動向・テナント動向の把握、重点対象先とすべきテナント属性の分析、多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼、最適な賃貸条件の検討及び既入居テナントの動向の把握を通じて、運用資産の早期リースアップを実現することにより、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。
- ・物件に応じた PM会社を選定し、PM会社と協働しながら各運用資産について、物件特性・エリア特性に応じた積極的かつ効率的な運営管理、管理コストの圧縮及び計画的な修繕を行うことにより、テナント満足度の向上、安定的な高稼働率の維持及び各種経費の低減等を図り、収益の極大化を目指し、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。
- ・平和不動産又は平和不動産の子会社（以下、総称して「平和不動産グループ」といいます。）の有する豊富な資産管理運営能力を最大限に活用して、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。

② 中長期的な安定収益の確保

a 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

- ・本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィス及びレジデンスは入居対象となる潜在的なテナントの絶対数が多いため、中長期にわたって安定的な稼働率と賃料水準を維持することが可能と考えられます。また、オフィス及びレジデンスとしてのテナント需要の高さを勘案し、近隣エリアの立地特性及びマーケット状況等に合致した、相対的競争力が強いと考えられる物件に投資します。
- ・高い安定性を確保するために最適なポートフォリオ構成を目指します。“厚み（豊富なストック）”のある不動産流通マーケットを裏付けとした（運用資産の入替えも含めた）ポートフォリオの機動的な見直しにより、中長期的な安定性を確保します。

b ポートフォリオの分散効果・リスク低減

- ・多数のオフィス及びレジデンスへの投資によって、分散されたポートフォリオを構築し、ポートフォリオの収益変動リスクの極小化を図ります。また、オフィス及びレジデンスという複数タイプの物件に投資することにより、経済情勢や不動産を取り巻く市場変動等による影響の抑制を図ります。
- ・着実な成長（外部成長・内部成長）を実現することにより、ポートフォリオにおける様々なリスク（運用資産の価値低減リスク・運用資産の収入減少リスク・運用資産の偏在リスク・テナント集中に係るリスク等）を低減し、中長期的な安定性を確保します。

c 積極的かつ効率的な運営管理

PM会社と協働して、積極的かつ効率的な運営管理を実行することによって、運用資産毎に、賃料収入等の維持・上昇、稼働率の向上及び各種経費の低減による中長期的な安定収益の確保を目指します。

d 最適な財務戦略

- ・中長期的な安定収益の確保を実現するための最適な財務戦略を実行します。
- ・最適な財務戦略を実行するために、平和不動産の信用力を最大限に活用します。

③ 平和不動産グループの総合力の活用

資産運用会社は、平和不動産グループの賃貸管理及び不動産開発に係る経験、ノウハウを最大限活用することにより、本投資法人の基本方針の具現化を目指します。平和不動産においては、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足して頂ける生活空間を提供する」という経営理念のもと、証券取引所ビルをはじめとしたオフィスビルやレジデンスの賃貸事業のほか、不動産開発事業、住宅開発事業において多数の実績を有しています。平和不動産は、不動産の開発から始まり、それらの不動産を長期にわたり保有し、運営管理を行うという不動産に係る総合的な事業展開のもと、その事業によって培われたリーシング力、テナントリレーション構築、情報チャネル及びビル運営管理能力等不動産の収益向上やその資産価値の維持向上についての経験やノウハウを有しており、資産運用会社は、運用資産の中長期的な保有を前提とする本投資法人の資産運用に当たり、平和不動産のこれらの経験やノウハウを積極的に活用します。

④ 投資選定基準

投資物件の取得に当たっては、以下の投資選定基準に合致する物件（実質的に合致する物件も含みます。）に投資します。

項目	投資選定基準	
法令遵守	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、その後の改正を含みます。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）等、関連する全ての法令を遵守している物件（既存不適格物件を含みます。）に投資します。（注 1）	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること	
耐震性	新耐震基準（注 2）に適合していること 但し、新耐震基準以前に建築された物件であっても、新耐震基準と同等の耐震性（注 3）を有すると判断した場合には、投資する場合があります。	
有害物質・土壤汚染等	資産運用会社が発注した専門会社作成のエンジニアリング・レポートにおいて、アスベスト、フロン、ポリ塩化ビフェニル等の有害物質が内在する可能性が低く、上記有害物質が内在していたとしても、内在する有害物質に関連する全ての法令に基づき、適法に保管又は処理等がなされている旨及び土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、その後の改正を含みます。）に規定する特定有害物質等が内在する可能性が低い旨の記載がなされている物件に投資します。	
権利形態	土地	土地（物件が不動産の場合は、本投資法人が有する土地。物件が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する土地。）の所有形態については、原則として所有権とし、かつ共有・分有ではないものとしますが、借地権（定期借地権を含みます。）が設定されている物件又は共有・分有の物件であっても、下記の基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。 [借地権物件] ・旧借地法又は借地借家法上の借地権であること ・契約内容等を勘案して、一定の収益安定性を有すること [共有・分有物件] ・共有・分有者間特約等による共有・分有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。） ・共有・分有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の共有・分有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること
	建物	建物（物件が不動産の場合は、本投資法人が有する建物。物件が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する建物。）の所有形態については、原則として 1 棟全体の所有としますが、区分所有物件及び共有物件であっても、下記の基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。 [区分所有権物件] ・区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。） ・管理組合の運営状況（大規模修繕積立金額、負債の程度、損害保険の付保状況等）が良好であること ・敷地権の登記、共用部分の損害保険の付保、管理規約等、他の区分所有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること [共有物件] ・共有者間特約等により共有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。） ・共有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の共有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること
稼働状況	原則として、取得時点において既に賃貸に供され、現に賃料収入が発生している物件に投資します。 但し、未稼働（開発中）物件であっても、テナント誘致の確度や取得後のポートフォリオ全体における収益の影響度等を総合的	

	に勘案し、中長期的な安定収益の確保を実現できると判断した場合には、建物の竣工（検査済証の取得）を停止条件として投資する場合があります。
--	---

(注 1) 関係法令を遵守できていない物件の場合で、当該非遵守の程度が小さく、かつ今後是正可能又は手続的瑕疵のみが存している物件に関しては、投資対象とする場合があります。

(注 2) 新耐震基準とは、昭和 56 年に改正された建築基準法（その後の改正を含みます。）上の耐震設計基準をいいます。

(注 3) 同等の耐震性とは、新耐震基準に準拠する設計・施工がなされているか、又は新耐震基準と同等以上の耐震補強を施しているものをいいます。

また、収益変動リスクの極小化及び市場変動等による影響の抑制並びに用途分散を図るとともに、オフィス及びレジデンス各々の投資メリットを効率的に享受するため、原則としてそれぞれポートフォリオの 50%（取得価格ベース）を目途とします。但し、不動産流通マーケット状況及び取引状況等を総合的に勘案し、同比率を 30～70%程度の範囲内において機動的に運用します。また、オフィス及びレジデンスとともに、第一投資エリア（東京 23 区）を中心とする投資地域と位置付けますが、各エリアのマーケット状況（取引物件のストック量、取引価格の状況、賃貸マーケット状況等）を勘案しながら、第二投資エリア（第一投資エリアを除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県における主要市街地）及び地方投資エリア（第一・第二投資エリアを除く政令指定都市における主要市街地）にも投資します。ポートフォリオの投資比率（取得価格ベース）は、以下の通りです。

オフィス	原則50% (30～70%)	第一投資エリア	60～100%
		第二投資エリア	0～40%
		地方投資エリア	(注)
レジデンス	原則50% (30～70%)	第一投資エリア	60～100%
		第二投資エリア	0～40%
		地方投資エリア	(注)
例外的資産	ポートフォリオ全体の 5 %	第一投資エリア	(注)
		第二投資エリア	(注)
		地方投資エリア	(注)

(注) 地方オフィス、地方レジデンス及び例外的資産への投資比率は、合計でポートフォリオ全体の 30%以内（取得価格ベース）とします。

⑤ 調査基準（デュー・ディリジェンス基準）

投資物件を選別し、投資採算価値の見極めを行うために、資産運用会社が運用ガイドラインで定めた投資選定基準（前記 7 ページ「④ 投資選定基準」をご参照下さい。）及び投資検討基準を充足した投資物件につき、経済的調査、物理的調査及び法的調査等のデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンス手続では、公正かつ調査能力・経験のある第三者の専門会社による不動産鑑定評価書、エンジニアリング・レポート、マーケット・レポート等を取得し、これらの内容を考慮しながら、デュー・ディリジェンスを実施した上で取得の可否を総合的に判断するものとします。

(4) - 2 テナントの選定基準に関する事項

社会的な属性を重視したテナント審査を行います。具体的には、PM会社又は資産運用会社が下表のテナント審査基準に基づき入居審査をすることにより、属性及びクレジット等の良好なテナントのみを誘致します。

(i) 法人審査基準

審査項目	審査内容
a. 業種	(a) 属性（業種） (b) 業種動向
b. 業歴	(a) 事業継続年数 (b) 上場の有無
c. 業績	(a) 財務状況 (b) 株価動向（上場している場合）
d. 信用度	企業信用調査会社の評価内容
e. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

(ii) 個人審査基準

審査項目	審査内容
a. 属性	(a) 属性 (b) 年齢・性別 (c) 入居人数・構成（家族構成）
b. 勤務状況	(a) 勤務先の業績 (b) 勤務年数
c. 賃料負担力	(a) 所得水準（年収） (b) 所得水準に占める賃料総額の割合 (c) 連帯保証人の有無及びその属性・所得水準
d. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

(4) - 3 海外不動産投資に関する事項

① 海外不動産への投資姿勢

海外不動産に投資する予定はありません。

(5) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

スポンサーの企業グループは、平成 28 年 8 月 10 日現在、スポンサーである平和不動産、その連結子会社 6 社（資産運用会社、平和サービス株式会社（以下「平和サービス」といいます。）、平和ヘルスケア株式会社、ハウジングサービス株式会社、株式会社東京証券会館及び有限会社カリテス）から構成されています。スポンサーの企業グループの事業の内容については、平和不動産の第 96 期有価証券報告書（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）の「第一部 企業情報 第 1 企業の概況 3 事業の内容、4 関係会社の状況」及び第 97 期第 1 四半期報告書（自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 6 月 30 日）の「第一部 企業情報 第 1 企業の概況 2 事業の内容」をご参照下さい。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

資産運用会社は、業務提携協定書に基づいて、平和不動産が保有・開発する物件及び仲介物件に係る情報提供その他一定の業務を、平和不動産に委託しています。契約等の状況は以下の通りです。

(イ) 平和不動産のサポート体制

i 平和不動産グループからの物件情報の提供

資産運用会社独自の物件情報ソースに加え、平和不動産グループの情報ソースを活用することによって、中長期的な安定収益の確保に寄与するための物件に関する情報を、より多くかつ多角的に収集します。

(i) 平和不動産グループの保有・開発物件

平和不動産グループが保有している物件、平和不動産グループがアセット・マネジメント業務（以下「AM業務」といいます。）を提供する S P C が保有している物件、又は平和不動産グループが開発している、又は今後開発する物件（以下、総称して「平和不動産グループ保有開発物件」といいます。）のうち、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の売却を企図する場合、平和不動産は、一定の場合を除き、当該物件に係る情報を優先的に資産運用会社を通じて本投資法人に提供することとされています。また、平和不動産は、平和不動産グループ保有開発物件について、平和不動産グループと資産運用会社が売買条件について基本的に合意した場合、平和不動産グループと本投資法人との間の売買契約締結に向けて、一定の場合を除き、最大限努力するものとされています。

(ii) 平和不動産による仲介物件

平和不動産が、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の所有者その他関係者から当該物件の仲介の委託を受けた場合には、所有者等の意向等により情報を提供できない場合を除き、当該情報を速やかに（遅くとも第三者に開示するのと同時に）資産運用会社に提供することとされています。

ii 平和不動産によるウェアハウジング機能等

資産運用会社は、本投資法人が時間的制約等により直接物件を取得することが困難である場合、平和不動産に対して、本投資法人への売却を目的として、平和不動産が自ら又は第三者をして当該物件を先行的に取得し又は取得させるよう申し入れができるものとされています。資産運用会社は、本投資法人が保有する物件及び取得を予定する物件につき、平和不動産に対して、共有若しくは区分所有を申し入れることができ、また、資産運用会社は、本投資法人が保有する物件の売却を企図する場合、平和不動産に対して、当該物件を取得するよう申し入れができるものとされています。

iii 平和不動産グループによるPM業務

平和不動産グループの有するリーシング業務（テナント営業・仲介会社営業）、管理業務（テナント管理・建物管理）、更には修繕工事業務（計画・施工・管理）等に至るまでの豊富なプロパティ・マネジメント能力を積極的に活用するため、本投資法人が、オフィスを主たる用途とする物件（本ⅲにおいて、以下「オフィスビル等」といいます。）を新たに取得する場合、又は既に保有しているオフィスビル等のプロパティ・マネジメント業務（以下、「PM業務」といいます。）の委託先を変更する場合は、原則として平和不動産グループにPM業務を委託するものとします。但し、資産運用会社が定めるPM会社の選定基準に照らして平和不動産グループにPM業務を委託しないことが本投資法人にとって有益であると判断する場合は、この限りではありません。また、本投資法人が保有するオフィスビル等について、PM業務の委託先に対するPM業務の委託を継続し難いと合理的に判断される事由の発生を資産運用会社が認識した場合、又は、かかる事由の発生の疑いがあると資産運用会社が判断した場合において、資産運用会社が当該PM業務の委託を申入れた場合、平和不動産は、当該PM業務を速やかに受託すべく、最大限努力するものとされています。

iv その他の平和不動産のサポート

平和不動産は、上記iからⅲ以外にも、業務提携協定書に定められた下記のサポートを行います。

- (i) 本投資法人の取得予定物件に関するデュー・ディリジェンス、その他取得に係る支援業務
 - (ii) 本投資法人保有物件又は取得予定物件の管理、賃貸、リニューアル、開発等に係る支援業務
 - (iii) 本投資法人保有物件のリーシングに関する支援業務
 - (iv) 本投資法人の財務方針、財務運営に関する支援業務
 - (v) 金融機関の紹介を含めた資金調達等に関する支援業務
 - (vi) その他資産運用会社が本投資法人から受託している資産運用委託業務（本ivにおいて、以下「本業務」といいます。）
　　その他の業務の運営管理に関する支援
 - (vii) 不動産等の売買・開発及び賃貸に関するマーケット情報並びにその他本業務に関連するマーケット情報の提供
 - (viii) 合理的な範囲での本業務の遂行上必要な人材の派遣
- (ロ) サポンサーの企業グループと投資法人の投資対象の棲分けあるいは重複の状況等
- i 投資対象の棲分け・重複の状況

(i) 平和不動産は、オフィス等の建物設備及び土地の賃貸及び管理、居住用不動産の開発・販売及び賃貸等並びに収益用不動産の開発、資産運用及びマネジメント事業を、(ii) 平和サービスは、オフィス等の建物設備及び土地の賃貸及び管理並びに居住用不動産の賃貸をそれぞれ行っている等、スポンサーの企業グループ各社において、本投資法人が投資対象とするオフィス及びレジデンスと同じタイプの物件の開発・取得が行われる可能性があります。

ii 物件情報の利用に係る優先順位・物件情報の選別方法

上記「(イ) 平和不動産のサポート体制 i 平和不動産グループからの物件情報の提供」の通り、平和不動産は、自らが保有し、若しくは同社がAM業務を提供する特別目的会社が保有する投資適格物件又は平和不動産が開発している若しくは今後開発する投資適格物件の売却を企図する場合、適用法令に反しない限りにおいて、当該物件に係る情報を第三者への開示に先立って資産運用会社に提供し、また、投資適格物件の所有者等から当該物件の仲介の委託を受けた場合には、所有者等の意向等により情報を提供できない場合を除き、当該情報を速やかに（遅くとも第三者に対して開示するのと同時に）資産運用会社に提供するものとされています。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員の状況（平成 28 年 8 月 30 日現在）

役職名	氏名	主要略歴		選任理由
執行役員	東原 正明	昭和 52 年 4 月 平成 12 年 6 月 平成 16 年 8 月 平成 18 年 7 月 平成 19 年 6 月 平成 20 年 4 月 平成 21 年 12 月	株式会社日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行 同行システム運用部長 あおぞら情報システム株式会社出向、常務執行役員システム運用部長 株式会社あおぞら銀行復帰、事務部担当部長 同行 I T 統括部担当部長 あおぞら情報システム株式会社出向、運用部担当部長 本投資法人執行役員（現任）	経歴及び資質を勘案し、本投資法人の執行役員として果たすべき能力を十分備えていると考えています。
補欠執行役員	市川 隆也	昭和 51 年 4 月 平成 14 年 7 月 平成 19 年 4 月 平成 22 年 1 月 平成 22 年 4 月	平和不動産株式会社入社 同社大阪支店長 同社ビルディング事業部長 同社総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向、代表取締役社長 同社転籍（現任）	経歴及び資質を勘案し、本投資法人の執行役員として果たすべき能力を十分備えていると考えています。
監督役員	福井 琢	昭和 62 年 4 月 平成 7 年 4 月 平成 8 年 4 月 平成 11 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 17 年 6 月 平成 21 年 1 月 平成 23 年 8 月	弁護士登録 柏木総合法律事務所入所 慶應義塾大学法学部講師 柏木総合法律事務所パートナー 財団法人日本資産流動化研究所証券化利用委員会委員 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授（現任）（注） 信越化学工業株式会社社外監査役（現任） 柏木総合法律事務所代表パートナー（現任） 本投資法人監督役員（現任） ※その他公益財団法人（1 法人）理事（現任）	弁護士としての経歴及び資質を勘案し、本投資法人の監督役員として果たすべき能力を十分備えていると考えています。

監督役員	窪川 秀一	昭和 51 年 11 月 昭和 55 年 8 月 昭和 61 年 7 月 昭和 62 年 3 月 平成 元年 2 月 平成 15 年 5 月 平成 17 年 6 月 平成 17 年 10 月 平成 23 年 8 月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 窪川公認会計士事務所（現四谷パートナーズ会計事務所）開業、代表（現任） 税理士登録 ソフトバンク株式会社社外監査役（現任） 株式会社カスミ社外監査役（現任） 共立印刷株式会社社外監査役（現任） リプラス・レジデンシャル投資法人（現日本賃貸住宅投資法人）監督役員 本投資法人監督役員（現任） ※その他公益財団法人（1 法人）監事、一般財団法人（1 法人）監事、事業会社（2 社）社外監査役就任（現任）	公認会計士・税理士としての経歴及び資質を勘案し、本投資法人の監督役員として果たすべき能力を十分備えていると考えています。
------	-------	---	--	--

(注) 平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間を除きます。

② 投資法人執行役員の資産運用会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢

該当事項はありません。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等

氏名	兼任・兼職先	利益相反関係、利益相反取引等への対応や取組み、今後の方針等
市川 隆也	上記①の通りです。	補欠執行役員が執行役員に就任した場合、本投資法人の執行役員は資産運用会社の代表取締役社長を兼職することになりますが、以下の通り利益相反行為が回避される仕組みとなっています。 本投資法人の執行役員は、投信法及び規約により本投資法人の利益を害する取引を行うことができず、また、公正な第三者が監督役員として執行役員の職務を監督することで、十分な牽制が図られています。資産運用会社の代表取締役社長としても、善管注意義務及び忠実義務により資産運用会社の利益を害する取引を行うことができず、また、法令により重要な事項については取締役会の承認なしに業務を執行することができません。更に、資産運用会社は、社内規則である「利益相反行為防止規程」により、利益相反取引を規制しています。

(2) 資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況（平成 28 年 8 月 30 日現在）

役職名・常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長・常勤	市川 隆也	昭和 51 年 4 月 平成 14 年 7 月 平成 19 年 4 月 平成 22 年 1 月 平成 22 年 4 月	平和不動産株式会社入社 同社大阪支店長 同社ビルディング事業部長 同社総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向、代表取締役社長 同社転籍（現任）	該当事項はありません。
常務取締役投資運用本部長・常勤	山中 智	昭和 53 年 4 月 平成 13 年 5 月 平成 18 年 4 月 平成 19 年 1 月 平成 20 年 9 月 平成 22 年 5 月 平成 22 年 10 月 平成 27 年 6 月	住友生命保険相互会社入社 日本ビルファンドマネジメント株式会社出向、取締役運営本部長 住友生命保険相互会社復帰、不動産部担当部長 株式会社ニューシティコーポレーション執行役員上席副社長 ラサールインベストメントアドバイザーズ株式会社代表取締役社長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）顧問 同社常務取締役 同社常務取締役投資運用本部長（現任）	該当事項はありません。
取締役業務企画本部長兼業務管理部長・常勤	平野 正則	平成 3 年 4 月 平成 22 年 6 月 平成 23 年 6 月 平成 24 年 6 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 6 月 平成 27 年 6 月	平和不動産株式会社入社 同社賃貸事業本部ビル開発グループリーダー 同社賃貸事業本部ビルリーシンググループリーダー 同社総務企画本部企画財務グループ部長 平和不動産アセットマネジメント株式会社出向、取締役投資運用本部長兼不動産投資部長 平和不動産株式会社総務企画本部総務グループ付 同社企画総務部付（現任） 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役業務企画本部長兼業務管理部長（現任）	兼任・出向（出向元：平和不動産株式会社） 兼任（業務企画に従事）

取締役・非常勤	岩崎 範郎	昭和 56 年 4 月 平成 16 年 6 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 8 月 平成 21 年 6 月 平成 25 年 1 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 6 月 平成 27 年 6 月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所総務部長 同社財務部長 株式会社東京証券取引所グループ財務部長 同社執行役財務部長 株式会社日本取引所グループ執行役財務部長 株式会社東京証券取引所執行役員 平和不動産株式会社常務執行役員 平和サービス株式会社取締役（非常勤）（現任） 平和ヘルスケア株式会社取締役（非常勤）（現任） 株式会社東京証券会館取締役（非常勤） 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）（現任） 平和不動産株式会社取締役常務執行役員（現任）	兼職（経営に従事）
取締役・非常勤	中尾 友治	昭和 62 年 4 月 平成 18 年 7 月 平成 21 年 6 月 平成 21 年 10 月 平成 23 年 8 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 6 月 平成 26 年 11 月	東京証券取引所入所 日本駐車場開発株式会社入社、管理本部長 株式会社ホリプロ社外監査役 日本駐車場開発株式会社取締役総務本部長 平和不動産株式会社入社、総務企画本部企画財務グループ 部長 同社総務企画本部企画財務グループリーダー 同社執行役員企画総務部長 平和ヘルスケア株式会社取締役（非常勤）（現任） 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役（非常勤）（現任） 平和不動産株式会社執行役員（現任）	兼職（経営に従事）
監査役・非常勤	加藤 尚人	昭和 54 年 4 月 平成 13 年 7 月 平成 14 年 7 月 平成 16 年 4 月 平成 17 年 8 月 平成 22 年 6 月 平成 26 年 6 月 平成 27 年 6 月	平和不動産株式会社入社 同社福岡支店課長 同社総務部課長 同社総務部次長 同社総務部次長兼 I R 室長 同社総務本部総務グループ部長 同社企画総務部部長 同社監査役（現任） 平和サービス株式会社監査役（非常勤）（現任） 平和ヘルスケア株式会社監査役（非常勤）（現任） 平和不動産アセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）（現任）	兼職（監査に従事）

② 資産運用会社の従業員の状況（平成 28 年 8 月 30 日現在）

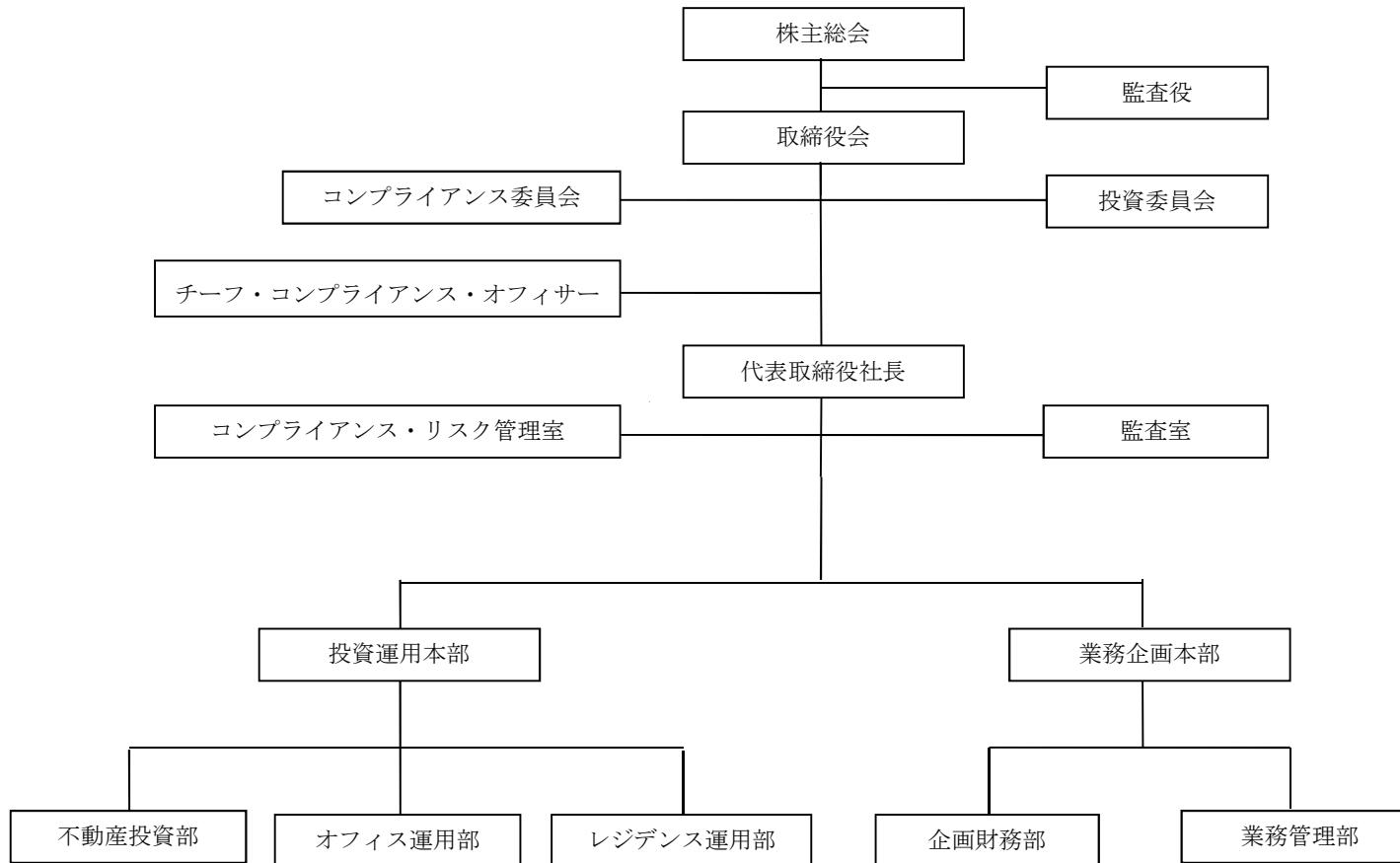
出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
平和不動産株式会社	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役業務企画本部長兼業務管理部長は、出向元の企画総務部付です。 ・不動産投資部のアソシエイト（1名）は、出向元の企画総務部付です。
出向者計	2名	—
出向者以外	3名	<p>兼務がある場合にはその状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常務取締役（1名）は、投資運用本部長を兼務しています。 ・コンプライアンス・リスク管理室長（1名）は、監査室長を兼務しています。 ・不動産投資部アソシエイト（1名）は、オフィス運用部アソシエイト及びレジデンス運用部アソシエイトを兼務しています。
資産運用会社従業員総数（注）	30名	—

(注) 資産運用会社従業員総数には、使用人兼務役員 1 名を含みます。

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

(イ) 投資法人の運用体制

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に委託しており、資産運用の意思決定は、実質的には資産運用会社にて行われます。本書の日付現在における資産運用会社の組織体制は、以下の通りです。



(ロ) 資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は、以下の通りです。

i 部・室

代表取締役社長の管轄下のもの

組織・機関	主な業務の概略
投資運用本部	
不動産投資部	<ul style="list-style-type: none">・投資委員会事務局の運営・投資戦略・投資基準の策定・運用資産の取得・売却に係る計画の策定、実行・運用資産の取得・売却に係るリスク管理・運用資産の取得時におけるPM会社等の選定・不動産の売買市場動向に係る情報収集、調査・分析
オフィス運用部	<ul style="list-style-type: none">・投資委員会事務局の運営・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行・運用資産の運用管理に係るリスク管理・運用資産の物件別収支の作成、管理・PM会社等の管理・変更・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析
レジデンス運用部	<ul style="list-style-type: none">・投資委員会事務局の運営・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行・運用資産の運用管理に係るリスク管理・運用資産の物件別収支の作成、管理・PM会社等の管理・変更・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析
業務企画本部	
企画財務部	<p>投資法人に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none">・経営計画・収益計画、配当政策、資産運用計画の策定、予実管理・経営の事業環境・業界・他リート動向等に係る情報収集、調査・分析・投資法人規約、運用ガイドラインの策定、変更・資金調達、資金運用・財務管理・格付機関との折衝・資産保管会社に係る事項・I R・情報開示に係る業務・ホームページの作成、管理

	<ul style="list-style-type: none"> ・開示書類の作成 ・投資主情報の管理 ・投資主等からの苦情対応 ・一般事務受託者（投資主名簿等管理人）に係る事項
業務管理部	<p>投資法人に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委託契約の締結・変更に係る業務 ・決算に関連する業務 ・投資主総会、役員会の運営補佐 ・一般事務受託者（会計税務、機関運営）に係る事項 <p>資産運用会社に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務、経理、人事に係る業務 ・監督官庁、関係諸団体との窓口業務 ・免許・登録・届出等に係る業務 ・株主総会、取締役会の運営 ・情報セキュリティ、システム情報機器の運用、保全、管理 ・システムリスク管理
コンプライアンス・リスク管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会事務局の運営 ・社内諸規則の整備・管理 ・法令諸規則等への適合性に関するモニタリング及び審査 ・法人関係情報の管理 ・リスク全般の管理 ・内部統制態勢の整備・充実 ・コンプライアンスに関する従業員教育に係る業務 ・苦情、事故等に関する取り纏め及びその対処 ・反社会的勢力への対応 ・内部監査への協力 ・懲罰委員会事務局の運営 ・その他コンプライアンス及びリスク管理に関する業務
監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査方針の企画・立案 ・内部監査の実施 ・内部監査結果に基づく指導、改善勧告、提言 ・自主検査の企画・管理 ・外部監査への対応

コンプライアンス・リスク管理室は、取締役会の決議により任命されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが室長を務めます。

ii 投資委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織である投資委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	投資運用本部長（委員長）、代表取締役社長、常務取締役、業務企画本部長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、不動産投資部長、オフィス運用部長、レジデンス運用部長及び企画財務部長。これらの委員に加え、委員長が必要と認めた場合は、外部委員として、不動産投資又は鑑定評価等に関する有識者を委員に委嘱することができます。
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none">・資産運用委託契約書の締結及び変更・運用ガイドラインの策定及び変更・運用資産の取得及び売却に係る契約締結・運用資産の運用管理に係る計画等の策定及び変更・本投資法人に関する資金調達及び期限前返済等
審議方法等	全委員のうち委員長を含む4分の3以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成により決議します。但し、利害関係者との取引の承認については、全会一致で決議された議案のみ、コンプライアンス委員会に付議できるものとします。

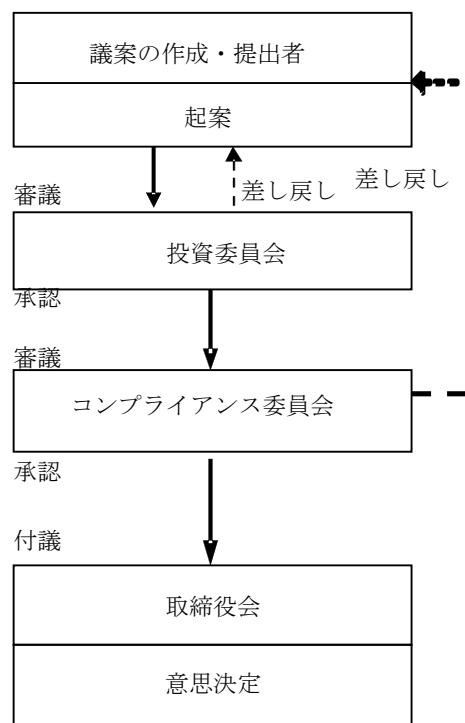
iii コンプライアンス委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	チーフ・コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役社長、常務取締役、業務企画本部長、企画財務部長、業務管理部長及び外部委員。なお、外部委員とは、資産運用会社又は資産運用会社の株主の役職員であったことがなく、かつ、コンプライアンスに関連する事項について造詣の深い専門家（弁護士又は公認会計士等）の中から、取締役会の承認に基づき委員に委嘱した者をいいます。
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none">・定款、規則等の新設改廃における法令遵守状況・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定及び変更における法令遵守状況・運用資産の取得・売却の実行プロセスにおける法令遵守状況等・業務一般における法令遵守状況・投資信託及び投資法人に関する法律及び金融商品取引法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等（以下「利害関係者」といいます。）との取引の有無及び妥当性
審議方法等	全委員のうち委員長及び外部委員を含む4分の3以上が出席し、委員長及び外部委員を含む3分の2以上の委員の賛成により決議します。但し、利害関係者との取引の承認については、全会一致で決議された議案のみ、取締役会に付議できるものとします。

(ハ) 投資運用の意思決定機構

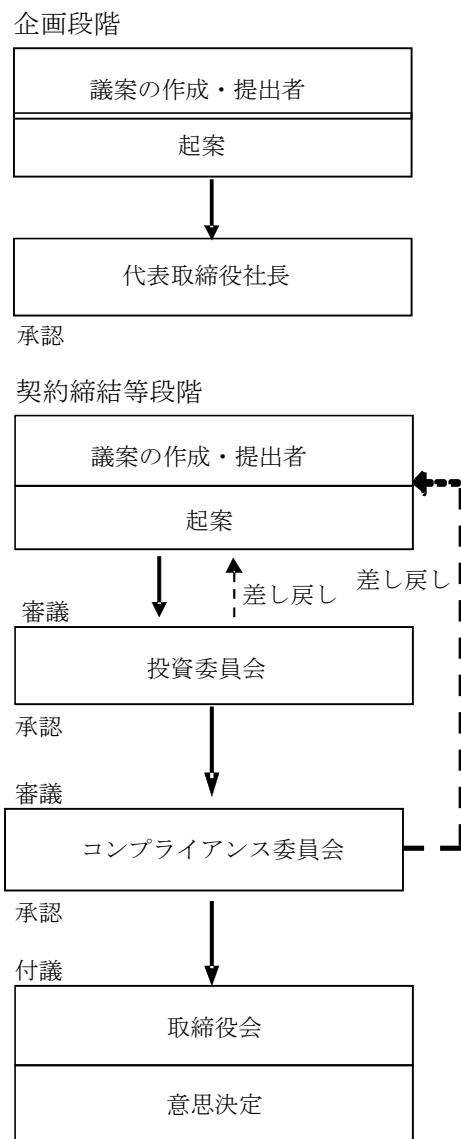
i 運用資産に係る方針・計画等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。



- ① 企画財務部長、オフィス運用部長及びレジデンス運用部長は、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運用計画等の制定及び修正計画を策定する場合は、当該方針・計画を起案して、投資委員会に提出します。
- ② 投資委員会は、当該方針・計画について審議し、問題があれば所管の本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した当該方針・計画は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。
- ③ コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した当該方針・計画が、関連法規、運用ガイドラインその他の社内規則等に照らし、コンプライアンス上の問題点がないか審議し、所管の本部長に対し、審議内容に問題があれば修正を指示します。
- ④ 所管の本部長は、コンプライアンス委員会を通過した方針・計画を、投資委員会及びコンプライアンス委員会における審議結果を付して、取締役会に付議します。当該方針・計画は、取締役会で決定されます。

※ なお、本投資法人の規程の定めにより、取締役会で決定後、本投資法人の役員会に付議し、同役員会にて最終決定されます。

ii 運用資産の取得・売却等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。



- ① 不動産投資部長は、運用資産の取得・売却等を行うに際し、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運用計画及び資産管理計画をもとに、運用資産取得・売却企画に係る稟議書を作成等した上で代表取締役社長に提出します。
- ② 代表取締役社長は、運用資産取得・売却企画に係る内容の妥当性を確認の上、稟議書を承認します。
- ③ 不動産投資部は、代表取締役社長の承認後、取り纏め依頼書・買付証明書又は売付条件提示書を発行し、売主又は買主との交渉を開始します。
- ④ 不動産投資部長は、売買契約書締結等に係る稟議書を作成し、上記②にて承認済みの稟議書（写し）その他の資料を投資委員会に提出します。
- ⑤ 投資委員会は、上記④の稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及び契約諸条件等について審議します。投資委員会は、問題があると判断した場合は、投資運用本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した案件は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及びコンプライアンス・チェックシート等に基づき、代表取締役社長による承認済みの稟議書の内容と実際の契約内容の整合性、並びに契約諸条件等の適法性及び妥当性を審議します。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題があれば投資運用本部長に修正を指示します。コンプライアンス委員会を通過した案件は、取締役会に付議し、取締役会で決定されます。

※ なお、本投資法人の規程に定められる一定の利害関係者取引については、取締役会で決定後、本投資法人の役員会に付議し、同役員会にて最終決定されます。
但し、一定の規模以上の利害関係者取引の場合は、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得るものとします。

ⅲその他、運用資産の管理運営・賃貸の実行の決定を行うためのプロセス等、本（ハ）に記載のない事項については、「運用資産運用管理規程」その他の関連する諸規則の定めに従います。

（3）利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

a 利害関係者

資産運用会社は、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づいて「利益相反行為防止規程」を定め、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）（以下「金商法」といいます。）及び投信法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の 100 分の 10 超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の 100 分の 50 超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等を併せて「利害関係者」と定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制しています。

b 利害関係者との取引制限

資産運用会社は、「利益相反行為防止規程」において、利害関係者との取引については、以下の条件をいずれも充たさなければならぬものとし、条件を充たすものとして利害関係者との取引が行われた場合には、速やかに本投資法人にその旨を書面で通知し、かつ「情報開示基本方針」に基づいて開示するものとしています。

- (イ) 物件取得に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以下の価格であること
- (ロ) 物件売却に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以上の価格であること

但し、価格算定根拠を十分検証し、合理的な理由があると判断した場合は、鑑定評価額未満の売却価格を設定できる

- (ハ) 物件取得及び売却に係る取引条件（瑕疵担保責任、仲介手数料等）が、一般的な取引と同様であること

- (ニ) 「利益相反行為防止規程」に定める利益相反行為に該当していないこと

- (ホ) 投資委員会において全会一致で承認されること

- (ヘ) コンプライアンス委員会において全会一致で承認されること

- (ト) 取締役会において全会一致で承認されること

利害関係者との取引のうち以下の取引については、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得なければなりません。

・不動産等の取得又は売却において、当該取得価額又は売却価額が、本投資法人の直近の営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 10%以上であると見込まれる場合

なお、同一の利害関係者との間で同時期に複数取引を行う場合は、取得価額又は売却価額を合算した上で該当性を判断するものとします。

- ・不動産等の貸借において、当該貸借予定日が属する本投資法人の営業期間の開始日から3年以内に開始する各特定営業期間（連続する2営業期間）において、当該貸借による本投資法人の営業収益の増加額が、本投資法人の直近2営業期間の営業収益の合計額の10%以上であると見込まれる場合

但し、①投資法人に関する運用資産の運用管理又は取得・売却に係る一処理案件当たり500万円未満の費用の支出、及び②修繕に係る一発注案件当たり500万円未満の支出については、審議・決議対象から除外した上で、決算期毎に纏めて速やかに投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会及び本投資法人の役員会へ報告するものとします。

また、資産運用会社は、資産運用会社の利害関係者である平和不動産との間で業務提携協定書を締結しています。資産運用会社は、当該協定書に基づいて、平和不動産から、平和不動産が保有・開発する物件及び仲介物件に係る情報提供その他一定の業務の提供を受けています。資産運用会社及び平和不動産は、両者間の取引が利害関係者取引に該当することを認識し、平和不動産の保有・開発物件を本投資法人に売却する場合には、予め独立した不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得し、当該鑑定評価額以下で売却する等の条項を設けることにより、利益相反取引を排除する措置を講じています。

c コンプライアンス手続

資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという認識の下、法令等の遵守状況を確認し、適正かつ公正な業務運営を遂行するため、以下の通り諸規則を定めてコンプライアンス手続を行っています。

- (イ) コンプライアンス委員会は、利害関係者との取引のほか、法令上の問題点の有無、資産運用会社が資産運用の受託者としての責務を遵守しているか等を審議します。コンプライアンス委員会の委員長はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが務めます。
- (ロ) チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス体制の運営に当たり、法令諸規則等への適合性及び違反事項に関する処理について判断し、また、法令諸規則等への適合性の判断を行う場合に必要に応じて意見書を作成します。関係当局、外部専門家（弁護士、外部監査人等）の意見・判断を求めた場合は、その記録の作成・管理を行います。関係当局、外部専門家から法令諸規則等違反の意見、判断が付された場合は、それに反する起案は差し戻します。
- (ハ) コンプライアンス・リスク管理室は、コンプライアンス遵守の状況について、適宜モニタリングを行います。モニタリングは日常的に行い、原則として3ヵ月毎（4月、7月、10月、1月）にその結果を「コンプライアンス・リスク管理四半期報告書」に取り纏める等、適切な頻度及び内容でコンプライアンス委員会及び取締役会等へ報告します。
- (二) コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラムを年1回策定し、実行します。コンプライアンス・プログラムの策定及び変更に際しては、コンプライアンス委員会で審議の上、取締役会の承認を受けます。プログラムの内容は、リスク評価の実施計画、コンプライアンス研修の実施計画、コンプライアンスに関する意識実態調査の実施計画、社内諸規則の整備計画、並びに取締役会への報告等です。
- (ホ) コンプライアンス・リスク管理室は、部署毎に必要とされる法令諸規則等に関する知識の蓄積を図るため、また、コンプライ

アンスの重要性の周知徹底を図るため、適宜社内研修を行います。社内研修に当たっては、以下の点を明確にし、計画的に行います。

- i 教育目的
- ii 教育を受ける対象者
- iii 教育内容の概要
- iv 教育の実施時期

また、以下の事項を周知徹底させるための手順を確立し、維持します。

- i 法令諸規則等を遵守することの重要性
- ii 不正な商慣習や無責任な行動が及ぼす影響
- iii 法令諸規則等を遵守することで社会の高い信任が得られること
- iv 法令諸規則等の遵守のための各人の役割や責任
- v 法令諸規則等に違反した際に適用される罰則

(ヘ) 法令に違反した役職員又は社内諸規則等につき重大な違反行為を行った役職員に対しては、再研修プログラムを策定し、受講を義務付けます。但し、当該法令違反が軽微であるとチーフ・コンプライアンス・オフィサーが判断した場合は、再研修プログラムの受講を免除することがあります。

d 内部監査の体制

資産運用会社では、「内部監査規程」を定めており、資産運用会社の業務全般にわたり、業務遂行に対するルールの遵守状況を審査し、法令諸規則、社内諸規則等の違反及び事故の未然防止を図ることにより、業務遂行を適正化し社会的信頼を確保するために内部監査を実施します。また、内部監査は年度毎に重点内部監査項目を定めて検証を行いますが、実施に際しては、社外の専門的監査機関と協働する態勢としています。

② 運用体制の採用理由

資産運用会社は、下記 a から d を総合的に考慮し、上記「① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」の投資運用の意思決定における内部統制上の仕組みが適当であると判断しています。

a 利益相反取引に対して本投資法人の役員会が果たす機能

本投資法人と資産運用会社の利益相反については、金商法、投信法、資産運用会社の社内諸規則上規定が整備されており、本投資法人の利益を害するおそれはないものと考えています。

具体的な態勢等については、以下の通りです。今後の運営についても、下記事項を遵守していく方針です。

〈資産運用会社を害する行為の規制〉

(イ) 運用等に係る各種審議事項については、代表取締役社長から組織上分離しているコンプライアンス委員会による承認を与える体制をとることで、独断的、恣意的な業務執行を防止しています（資産運用会社の「コンプライアンス委員会規程」及び「投資委員会規程」）。

(ロ) 取締役の職務執行は、取締役会及び監査役において監督・監査されます（資産運用会社の「組織規程」）。

〈本投資法人を害する行為の規制〉

(イ) 本投資法人においては、有識者である監督役員が執行役員を監督するとともに、役員会（本投資法人においては、監督役員2名が役員会構成員の過半数を占めることになります。）が重大な業務決定を行うとともに執行役員の職務執行を監督するとされており、執行役員に対する実効的な牽制機能を期待できます。

(ロ) 資産運用委託契約における資産運用会社の運用報酬の基準は、規約により定まっており、規約の変更には投資主総会の決議が必要であることから、本投資法人にとって不利な報酬水準が恣意的に決定される余地はありません。

〈利益相反行為自体の防止〉

(イ) 資産運用会社では、本投資法人を害するおそれのある取引はコンプライアンス委員会において審査の上、不適切と判断した場合には、かかる取引を行うことができないものとされています（資産運用会社の「コンプライアンス委員会規程」）。

b 利益相反取引に対して資産運用会社の取締役会が果たす機能

前記24ページ「① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照下さい。

c 投資委員会の外部委員

・氏名：河野 栄一

・略歴：平成 7年 11月 財団法人日本不動産研究所入所

平成 11年 2月 不動産鑑定士登録

平成 16年 4月 株式会社よつば鑑定設立、代表取締役（現任）

平成 20年 7月 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）外部委員（現任）

平成 25年 6月 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会理事

・兼任・兼職の状況：該当事項ありません。

・スポンサーの企業グループとの関係：該当事項はありません。

・利益相反取引に対する当該委員が果たす機能：

外部委員は、運用ガイドライン等資産運用会社で定めた諸規則に従い審議します。投資委員会は、全委員のうち委員長を含む4分の3以上が出席して行うものとされ、投資委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の委員の賛成をもって行うものとされています。また、利害関係者との取引の決議には、投資委員会、コンプライアンス委員会及び取締役会の全会一致が必要となります。

d コンプライアンス委員会の外部委員

- ・氏名：熊谷 真喜
- ・略歴：平成 12 年 4 月 弁護士登録

三井安田法律事務所入所

平成 15 年 5 月 外務省国際法局（旧条約局）出向

平成 17 年 5 月 三井法律事務所復帰

平成 23 年 5 月 いちごグループホールディングス株式会社社外取締役

平成 23 年 7 月 二重橋法律事務所パートナー（現任）

平和不動産アセットマネジメント株式会社外部委員（現任）

平成 24 年 5 月 いちご不動産投資顧問株式会社社外取締役

平成 25 年 6 月 明治機械株式会社社外取締役

平成 26 年 12 月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役（現任）

・兼任・兼職の状況：ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役及び二重橋法律事務所パートナーを兼職

・スポンサーの企業グループとの関係：該当事項はありません。

・利益相反取引に対する当該委員が果たす機能：

外部委員は、運用ガイドライン等資産運用会社で定めた諸規則に従い審議します。コンプライアンス委員会は、全委員のうち委員長及び外部委員を含む 4 分の 3 以上が出席して行うものとされ、コンプライアンス委員会の決議は、委員長及び外部委員を含む 3 分の 2 以上の委員の賛成をもって行うものとされています。また、利害関係者との取引の決議には、投資委員会、コンプライアンス委員会及び取締役会の全会一致が必要となります。

e チーフ・コンプライアンス・オフィサー

- ・氏名：松永 和夫

・略歴：昭和 53 年 4 月 東京証券取引所入所

平成 2 年 11 月 財団法人証券保管振替機構出向

平成 7 年 6 月 東京証券取引所決済管理部課長

平成 10 年 11 月 日本証券決済株式会社出向

平成 14 年 4 月 証券決済制度改革推進センター出向

平成 19 年 6 月 株式会社東京証券取引所決済管理部長

平成 21 年 6 月 平和不動産株式会社出向、内部監査部長

平成 23 年 6 月 平和不動産株式会社転籍、内部監査グループリーダー

平成 24 年 6 月 平和不動産アセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）

平成 27 年 7 月 平和不動産アセットマネジメント株式会社入社、顧問

平成 27 年 9 月 同社チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼コンプライアンス・リスク管理室長兼監査室長（現任）

・兼任・兼職の状況：該当事項はありません。

・スポンサーの企業グループとの関係：該当事項はありません。

・利益相反取引及び法令遵守に対する当該者が果たす機能：

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会の委員長を務めます。機能については、前記 25 ページ「① 利益相反取引への対応方針及び運用体制 c コンプライアンス手続」をご参照下さい。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

① 投資対象不動産等の取得

本投資法人は、以下の不動産信託受益権を、資産運用会社の利害関係者である平和不動産から取得しました。

なお、平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

取得年月日	売主	物件番号	信託不動産の名称	取得価格（円）
平成 27 年 12 月 18 日	平和不動産	Re-78	H F 関内レジデンス	1, 800, 000, 000
		Re-79	H F 名駅北レジデンス	2, 160, 000, 000
		Re-80	H F 東札幌レジデンス	1, 560, 000, 000

② 投資対象不動産等の譲渡

該当事項はありません。

③ PM業務の新規委託その他の新規取引

該当事項はありません。

④ 当期中に発生した利害関係者への支払手数料等の項目は、以下の通りです。

(単位：千円)

区分	支払手数料の総額 (A)	利害関係者との取引の内訳		(B) / (A)
		支払先	支払額 (B)	
管理委託費	614, 568	平和不動産 (注1)	238, 332 (注3)	38. 8%
		平和サービス (注2)	7, 021	1. 1%
損害保険料	5, 645	平和サービス (注2)	5, 645	100. 0%

(注 1) 平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(注 2) 平和サービスは、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(注 3) 上記金額のうち、上記支払先から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和サービス 127, 797 千円

平和サービス以外の第三者 33, 861 千円

(注4) 上記記載の取引以外に、当期中に利害関係人等へ支払った修繕工事等の支払額は以下の通りです。

平和サービス	112,076千円
株式会社東京証券会館	121千円

(2) 物件取得者等の状況

上記(1)①の平和不動産からの物件取得等の状況は、以下の通りです。

※①会社名・氏名 ②特別な利害関係にある者との関係 ③取得経緯・理由等

物件名(所在地)	投資法人	前所有者・信託受託者	前々所有者・信託受託者	前々々所有者・信託受託者
HF 関内レジデンス (神奈川県横浜市中区吉田町 74 番地)	③本投資法人の規約に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき、運用資産の着実な成長と中長期的な安定収益の確保を図るために取得しました。取得価格は「利益相反行為防止規程」に定めた規定に則した価格であり、妥当なものと判断しています。 取得価格：1,800 百万円 取得時期：平成 27 年 12 月	①平和不動産 ②資産運用会社の親会社であり、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。また、資産運用業務に関して、同社との間で情報提供等業務提携契約を締結しているスポンサーです。 ③ウェアハウジング目的の取得	特別な利害関係にあるもの以外	—
HF 名駅北レジンス (愛知県名古屋市西区菊井二丁目 19 番 22 号及び 27 号)	③本投資法人の規約に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき、運用資産の着実な成長と中長期的な安定収益の確保を図るために取得しました。取得価格は「利益相反行為防止規程」に定めた規定に則した価格であり、妥当なものと判断しています。 取得価格：2,160 百万円 取得時期：平成 27 年 12 月	①平和不動産 ②資産運用会社の親会社であり、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。また、資産運用業務に関して、同社との間で情報提供等業務提携契約を締結しているスポンサーです。 ③ウェアハウジング目的の取得	特別な利害関係にあるもの以外	—
HF 東札幌レジデンス (北海道札幌市白石区東札幌五条三丁目 2 番 35 号)	③本投資法人の規約に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき、運用資産の着実な成長と中長期的な安定収益の確保を図るために取得しました。取得価格は「利益相反行為防止規程」に定めた規定に則した価格であり、妥当なものと判断しています。	①平和不動産 ②資産運用会社の親会社であり、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。また、資産運用業務に関して、同社との間で情報提供等業務提携契約を締結しているスポンサーです。 ③ウェアハウジング目的の取得	特別な利害関係にあるもの以外	—

	取得価格：1,560 百万円	取得価格：1,410 百万円	—	—
	取得時期：平成 27 年 12 月	取得時期：平成 26 年 12 月	—	—

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（平成 28 年 5 月 31 日現在）

① 不動産鑑定機関の選定方針

不動産鑑定機関の選定に際しては、評価実績及び経験等を踏まえ、評価対象となる物件の用途・エリア等を勘案し、第三者評価機関としての業務遂行能力の高さを重視します。かかる選定方針に沿った不動産鑑定機関を複数利用することで、複数案件の一括発注による作業遅延のリスクを軽減します。

② 不動産鑑定機関の概要

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数（注）	選定理由
HF 五反田ビルディング 水天宮平和ビル エムズ原宿 HF 虎ノ門ビルディング 広小路アクリアプレイス 三田平和ビル（底地） HF 市川レジデンス HF 目黒レジデンス HF 葛西レジデンス HF 若林公園レジデンス HF 碑文谷レジデンス HF 南麻布レジデンス	株式会社谷澤総合鑑定所	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号	72 名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。
神戸旧居留地平和ビル 栄ミナミ平和ビル HF 麻布十番レジデンス HF 上石神井レジデンス HF 芝公園レジデンス HF 三田レジデンス ラ・レジデンス・ド・白金台 HF 駒沢公園レジデンス TOWER HF 阿波座レジデンス HF 丸の内レジデンス HF 河原町二条レジデンス HF 四条河原町レジデンス	株式会社中央不動産鑑定所	〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目 5 番 14 号	20 名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。

ラ・レジデンス・ド・千駄木 HF 千駄木レジデンス HF 駒沢公園レジデンス HF 武蔵小山レジデンス HF 国分寺レジデンス HF 久屋大通レジデンス HF 烏丸鞍馬口レジデンス HF 西新宿レジデンスWEST HF 西新宿レジデンスEAST HF 東新宿レジデンス HF 東心斎橋レジデンス HF 九大病院前レジデンス HF 浅草橋レジデンス HF 東中野レジデンス				
HF 門前仲町ビルディング HF 浜松町ビルディング 国際溜池ビル グレイスビル泉岳寺前 HF 新横浜ビルディング 日本橋第一ビル 八丁堀S Fビル 渋谷AXヒルズ 八丁堀MFビル アデッソ西麻布 HF 湯島ビルディング 茅場町平和ビル HF 学芸大学レジデンス HF 東神田レジデンス HF 東日本橋レジデンス HF 練馬レジデンス HF 白金高輪レジデンス HF 明大前レジデンス HF 錦糸町レジデンス HF 銀座レジデンスEAST HF 亀戸レジデンス HF 田無レジデンス	インリックス株式会社	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町1番10号	2名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。
HF 中目黒ビルディング 安和司町ビル HF 池袋ビルディング HF 日本橋レジデンス HF 白山レジデンス HF 馬込レジデンス	大和不動産鑑定株式会社	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号	102名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。

HF 学芸大学レジデンスⅡ HF 高輪レジデンス HF 銀座レジデンス E A S T Ⅱ HF 八丁堀レジデンスⅡ HF 八丁堀レジデンスⅢ HF 銀座レジデンス HF 梅田レジデンス T O W E R HF 中之島レジデンス HF 平尾レジデンス HF 天神東レジデンス HF 早稲田レジデンス HF 早稲田レジデンスⅡ HF 若松河田レジデンス HF 桜通ビルディング HF 日本橋浜町ビルディング HF 仙台本町ビルディング 台和上野ビル 麹町HFビル HF 九段南ビルディング HF 仙台レジデンス E A S T HF 神田小川町ビルディング				
船橋 Face ビル HF 新横浜レジデンス HF 北四番丁レジデンス HF 愛宕橋レジデンス HF 一番町レジデンス	森井総合鑑定株式会社	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 3 号	19 名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。
日総第 5 ビル HF 西公園レジデンス HF 晩翠通レジデンス HF 閔内レジデンス HF 名駅北レジデンス HF 東札幌レジデンス	一般財団法人日本不動産研究所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 2 号	271 名	証券化案件の評価実績及び経験が豊富であり、第三者評価機関としての業務遂行能力は高いと判断しています。

(注) 不動産鑑定士の人数は、平成 28 年 5 月 31 日現在で記載しています。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

① エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針

エンジニアリング・レポート作成機関の選定に際しては、作成実績及び経験等を踏まえ、レポート作成対象となる物件の用途・エリア等を勘案し、第三者評価機関としての業務遂行能力の高さを重視します。

② エンジニアリング・レポート作成機関の概要

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
日総第5ビル HF 関内レジデンス HF 名駅北レジデンス HF 東札幌レジデンス	株式会社東京建築 検査機構	〒103-0006 東京都中央区日本 橋富沢町 10 番 16 号	a. 建築基準法に基づく指定確認検査業務 b. 建築基準法に基づく指定性能評価機関業 務 c. 建築基準法に基づく指定構造計算適合性 判定機関業務 d. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に に基づく登録住宅性能評価機関業務 e. 住宅の品質確保の促進等に関する法律 に基づく登録試験機関業務 f. 長期優良住宅普及促進法に基づく技術的 審査業務 g. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に 関する法律に基づく指定保険法人の代理 店業務及び現場検査業務 h. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証 明業務 i. 財団法人建築環境・省エネルギー機構の 認定による CASBEE 評価認証業務 j. 建造物及び建築施設の管理、保守並びに 有効活用に関する企画、提案 k. 建造物及び建築施設の調査、診断、評価 l. 建造物及び建築施設の法定検査点検 m. 各種資格取得講座の開設、講習会の開催 及び講座担当講師の指導、養成 n. 各種資格取得のための教材の企画、製作 及び販売 o. 各種情報の収集、分析、処理並びに情報提 供サービス p. 前各号に付帯関連する一切の事業	作成実績及び経験 が豊富であり、第 三者評価機関とし ての業務遂行能 力は高いと判断して います。

(3) その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

(4) I Rに関する活動状況

本投資法人及び資産運用会社では、一層の適時開示の推進のため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程」その他の適時開示に関する諸規則及び関連諸法令等を遵守し、正確、公平かつ適時に情報開示を行っています。情報開示の時期においては、新規物件の取得等の決定事項については、原則として役員会等の機関決定をした時点で、運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害発生等の発生事項については、発生を認識した時点で開示を行います。情報開示の方法については、原則として、東京証券取引所の TDnet による開示、東京証券取引所内記者クラブ（兜俱楽部）及び国土交通記者会等へのプレスリリース並びに本投資法人のホームページによる開示を行っています。その他、決算発表時においては、アナリスト説明会の開催及び機関投資家への個別決算報告を行っています。

情報開示に係る業務は業務管理部及び企画財務部が所管しており、業務管理部長及び企画財務部長を責任者として以下の通り行います。

a 法令及び東京証券取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づく情報開示

以下の主な書類又は情報については、関係機関に公表・提出した後、速やかに本投資法人のホームページに掲載します。

業務管理部所管

- (イ) 有価証券届出書
- (ロ) 決算短信及び資産運用報告
- (ハ) 有価証券報告書

(二) 臨時報告書

企画財務部所管

- (イ) 運用状況の予想
- (ロ) プレスリリース

b その他本投資法人のホームページによる主な情報開示

- (イ) 保有物件に関する情報
- (ロ) 月次稼働率等
- (ハ) 借入金・投資法人債・出資金等財務の状況
- (ニ) アナリスト説明会資料

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

資産運用会社は、「倫理規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」において、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除し、一切の関係を持たないことを定めています。これを実現するため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、以下の社内体制を整備しています。

a 反社会的勢力対応部署及び不当要求防止責任者の設置

(イ) コンプライアンス・リスク管理室を反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合の対応を統括するとともに、事案により所管部署と一体となって対応します。

(ロ) コンプライアンス・リスク管理室長を不当要求防止責任者とし、反社会的勢力による不当要求等が及ぼす被害を防止するため必要な業務を行うとともに、不当要求等に屈しない体制を構築します。

(ハ) コンプライアンス委員会及び取締役会を、反社会的勢力対応態勢等の有効性の評価及び検証、反社会的勢力対応態勢の改善等を検討する機関とします。

(二) 代表取締役社長を、反社会的勢力対応態勢、反社会的勢力に対する対応についての最終判断者とします。

b 外部専門機関との連携

外部専門機関（所轄警察署、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター）と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しています。

c 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

コンプライアンス・リスク管理室は所管部署と協力し、定期的に反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理します。

d 対応マニュアル等の整備

「反社会的勢力排除規程」とは別に「反社会的勢力への対応マニュアル」を定め、反社会的勢力に対する対応方法を規定しています。

e 研修活動の実施

コンプライアンス・リスク管理室は、役職員に対して研修等のコンプライアンス啓発活動を行います。

以上